

平成30年度第2回福島県自立支援協議会会議概要

日 時：平成31年2月15日(金) 午後1時30分～午後3時50分

場 所：福島県庁本庁舎5階 正庁

出席者：委員7名、専門部会長5名、オブザーバー4名、事務局11名

<次第>

1 開 会

2 あいさつ（福島県保健福祉部障がい福祉課長）

3 報 告

- (1) 「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」及び「福島県手話言語条例」について
- (2) 自立支援協議会各部会及び各圏域活動状況の報告について
- (3) 地域生活支援部会のワーキンググループについて

4 その他

5 閉 会

<報告>

- (1) 「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」及び「福島県手話言語条例」について【条例の概要説明】

(意見)

- ・今回2つの条例が制定されたが、県だけで周知を図っていくのは困難だと思うので、市町村との連携を取る等の取組があれば教えてほしい。

⇒（障がい福祉課）

- ・条例の理念を広げていくためには市町村との連携がなければ進まないと思っている。
- ・相談体制について説明したが、基本的には市町村で受けていただき、県に設置する相談員が本県全体の差別的取り扱いの事例を積み上げていく仕組みを考えていきたい。
- ・差別解消に向けた普及啓発条例を作ったことも含めて、パンフレット等を県で作成しようと考えているので、これらを利用しながら、市町村でも広く支援と住民への啓発に力を貸してほしい。

(意見)

- ・特別支援教育課でも地域で共に学び、共に生きる教育を推進しているが、施策の中で教育の推進とあるように教育委員会とも連携が必要だと思う。
- ・手話言語条例についても、どのように県民へ周知していくのかが大切だと思う。
- ・学校の児童、生徒が減っているにもかかわらず、特別支援学級は増えておりニーズがあるので、県と教育委員会が手をたずさえていく必要がある。

⇒（障がい福祉課）

・条例を作るにあたっては、保健福祉部だけでなく関係する教育庁や雇用関係部署などと話を進めてきたところで、関係者の皆様とも意見を交換し進めていきたい。

（意見）

・県に相談員を置くとのことだが、相談まで持っていけない方や声を上げられない方の声を吸い上げられるような方法があるのか。

・企業での障がい者雇用が進んでいるところもあるので、どんな働きかけがあるか聞きたい。

⇒（障がい福祉課）

・声を出せない当事者の方の吸い上げかたは、厳しいところがあり、そこは課題にさせてほしい。

・企業で社内研修がある場合等に、声をかけていただき、障がい者への合理的配慮や差別とはどういうことなのかなどを理解してもらえる出前講座ができればよいと思う。

また、県民に障がい者の理解をしてもらおうサポーター養成をしていきたいと考えている。

（意見）

・差別解消調整委員はどのようなメンバーを予定していて、立ち上がっているのか聞きたい。

・また、障がい者の条例なので当事者を交えてほしい。

・県全体でやるというと、浸透しにくいので、圏域を中心に条例のことを広げていくとよいし、パンフレットも大事だが、パンフレットを活かせるような場をもうけていく必要がある。

⇒（障がい福祉課）

・差別解消調整委員会については、具体的には選定はしていない。

・条例の中にあるが、20名以内でなるべく幅広く立場のいろいろな方に入っただくことを想定している。

・パンフレットだけでなく広めていくための啓発資材を作っていこうと考えている。

圏域の中で広めていけるような構成は考えている。

（意見）

・県の相談窓口はどこか。虐待の窓口との関係はどうなるのか

⇒（障がい福祉課）

・虐待の窓口とは別になる。

（2）各専門部会からの活動報告

地域生活支援部会【部会長説明】

・平成30年度の活動状況について

- ・平成30年度検討内容及び成果について
- ・課題及び今後の方向性について

(意見)

- ・地域移行がなかなか進まないのは、地域の理解や暮らす周辺の理解が進んでいないからと思う。

⇒ (地域生活支援部会長)

- ・地域の方については説明をしていかなければならない。
- ・通常学級の中にいる特別支援を必要とする子どもに対し、時間は必要だが周辺の子どもが障がい児と一緒にいることが当たり前になれば条例を作らなくてもいい。
- ・特別な支援ではなくて、そこにいる子どもと一緒に考えていけば、地域移行も進むことになる。

(意見)

- ・地域移行と言われているが、なかなか数が増えていかない原因は目標数字が高いのか、また、地域移行を進めるための社会支援が増えているのか聞きたい。
- ・子どもから大人まで、高齢までと幅広いが、県の共生型という部分で、障がい福祉サービスと介護保険サービスの指定を受けている事業所が増えてくると思うが、働きかけはどのように進んでいるのか教えてほしい。

⇒ (地域生活支援部会長)

- ・地域移行が進まない原因としては、障がい者施設の定員には、空きが出始めているが、地域のサービスをどう整理するのか、自立支援協議会が動いていない地域は進んでいないし、各地域の自立支援協議会がきちんと地域包括ケアの中の地域課題を整理しないと、地域移行や地域定着は進まない。
- ・地域移行をするのは簡単だが、問題はいかに定着するかというところなので、地域生活拠点というのは非常に重要なポイントとなる。
- ・65歳以上に関しては、子どもから高齢者までみんな一緒ですので一体に考えないとならない。
- ・小さな子どもから亡くなるまで、みんな地域で支えるというのは、一番必要なサービスをいかに丁寧にするかということで、介護保険サービスでも障がい福祉サービスでもよいと思っている。

(意見)

- ・どうして地域移行が進まないのかということですが、地域生活支援部会長も言われたように、教育というのは時間がかかるので、実践的な面で言うと相談支援事業所が計画相談で余裕がなく、一般相談に入れないというのが大きいので、相談支援体制をきちんと作る必要があると思う。

人材育成部会【部会長説明】

- ・平成30年度の活動状況について
- ・平成30年度検討内容及び成果について
- ・課題及び今後の方向性について

(意見)

・研修を受けている方はたくさんいる。これだけ研修をやって、研修の方向、目指すところはつながっているのに、なぜ仕事に対する責任感・使命感がわいてこないのか。

仕事が魅力あるものとして知ってもらう必要がある。

各圏域の人材育成ビジョンでも中堅となる人材がいなくなっているが、中堅がいなくても、人により姿勢や基礎的な知識を持っていれば若い人でもできると思う。

若い人の育成と実績と成果の良い面を具体的に出しながら、広めていくと先が見えてくると思う。

⇒ (人材育成部会長)

・実際に研修を受けても、相談支援についている方は2割程度となる。

5年で失効してしまうので、失効している方は毎年かなり多い。

郡山圏域については、計画相談のところはかなり定着しているが、委託事業で動きが難しいところがある。

相談員一人が持つ人数が多く、計画にかかわる以外の方たちにも何かあった時に対応するとすると事業として成り立たない。

現在は、絶対的に相談員の人数が少ない。相談員の人数を増やさないとこの状況は変わらない。

(意見)

・研修手帳をどう使うかというのがこれからの課題となる。

・他県の場合は、法定研修のほかに、独自に、初任者、現任・リーダー研修という体系を作って、相談事業所に全員に配っている。

研修を受けて手帳を持って、今相談支援業務についているかというのは、議論になるところで大きな課題だが、サービス管理責任者等の研修と一緒にできるのであればいいのではないかなと思う。

他県では、事業所を開設するときには、必ず研修を受けてくださいという方向にしており、サービス管理責任者等にも広がるのは非常に良いと思う。

⇒ (人材育成部会長)

・主任相談支援専門員養成研修が行われた。

主任の役割としては、人材育成と体制強化と運営管理の三本柱とされている。

今後に関しては、基幹相談支援センターへの配置を進めてほしいというのが国の考えでした。

(意見)

・相談支援の研修が増えてくると、一人あたりの相談員の負担が大きくなるので、圏域ごとに人材育成ビジョンができたのであれば、県の研修も圏域から講師を出してもらい仕組みが作れると良いと思う。

・サービス管理責任者と相談支援専門員の研修を合同でやるというのはよかったと思う。

・県全体でなく圏域ごとに研修ができるのではないかなと思う。

・各市町村のサービス等利用計画の作成状況は100%と言っているが、ほとんどがセルフマネジメント

トというところもあったので、その後どのようにになっているのかが気になる。

・様々な地域課題を持っている障がい福祉の中で、自立支援協議会ができたので、介護保険サービスに飲み込まれることなく、介護保険に入っていけば障がい福祉サービスだけでなく、地域の課題がもっと見えてくるのではないかと考えている。

・自立支援協議会に関しては今後どうしていくのか検討してほしい。

差別解消法により、相談支援専門員は「これは差別ではないか」というところを一番早くキャッチできると思うので、差別解消法の窓口とリンクできるような関係性を作ってほしい。

・子どもの相談支援に関して、子どもは保健師や学校関係、幼稚園、病院いろいろな関係機関があるにもかかわらず、福祉分野にではなく、「発達障がい」となると放課後デイサービスとなる流れがあるので、子ども部会とリンクし、地域のネットワークを作ってほしい。

就労支援部会【部会長説明】

- ・平成30年度の活動状況について
- ・平成30年度検討内容及び成果について
- ・課題及び今後の方向性について

(意見)

・障がい者の就労対策を考えるときに、本人や取り巻く環境をみんなで支え合えば良かったかと思うが、これからは一つ飛び越えて、障がい者が自立して社会に出ていくためのものが大切となる。

・いろいろな取り組みをしているが、商工サイドの連携や障害者就業・生活支援センターとの連携が重要だと思う。

・今後の課題は、方向性等先を見込んだ取り組みはあるが、障がい者が一般就労できる農福連携をもっと積極的に取り組む必要がある。

・県の自立支援協議会の中で考えてもらえれば、それが圏域や市町村にも広がると思うので、今後検討してほしい。

(意見)

・市町村でも障がい者雇用の動きがあると思うが、行政関係で雇用率が上がったのか調べることを行っていくのもよいと思った。

・在宅勤務は増えてきているので、就労移行を利用してから在宅勤務につながるという方もいるが、通勤手段が確保できなく困っている方にアドバイスがあれば教えていただきたい。

⇒ (就労支援部会長)

- ・在宅勤務に関して、まだまだ数的に伸びていない

⇒ (障がい福祉課)

- ・県の組織の障がい者の雇用は人事課で採用を進めている。

⇒（就労支援部会長）

- ・どういう仕事に本人に就いているかというところ、定着というところでお手伝いができる。

子ども部会【部会長説明】

- ・平成30年度の活動状況について
- ・平成30年度検討内容及び成果について
- ・課題及び今後の方向性について

（意見）

- ・学校に看護師が配置され、学校に入る前の段階で在宅支援を受けている方が学校に通うようになって、意欲や生きる上での部分で非常に大切なケアだと思う。
- ・就学前の子どもたちが在宅や病院でケアを受けているが、家を離れて生活する場で他の人と交流することによって非常に意欲が高まり重度にならずに済むと思う。
- ・利用者に何が心配か聞いたところ、相談するところがないとのことなので、県は就学前の子どもたちの生活の場を今後どのようにしていくのか聞きたい。
- ・一番心配なのは、県内で事業所を立ち上げてみたものの支援してくれる機関がなく、結局県外に相談にいかねばならないことである。

⇒（子ども部会長）

- ・就学前の医療ケアと生活の場の確保に関しては、通常の子どもと発達障がいの子どもが一緒に活動できるのかという問題があり、事業所でも難しい問題で、具体的にどうしたらいいのかはまだ掘り下げられていない状況にある。
- ・確保に向けてどういった運営体制を作っていくのかなど、医療的ケア児の課題を話し合っていく場を各地域で今年度中に立ち上げるとするのは国からも求められているところだった。
- ・地域で少しずつ立ち上がってきているが、どのように支援すれば良いのかが明確ではないところもあるので部会で話し合いができたと思う。
- ・事業所支援について、県内でも看護師を複数人配置して医療ケアが必要な子どもの対応している児童発達支援や放課後等デイサービスがいくつかあるので、そこを紹介できればと思う。

⇒（児童家庭課）

- ・医療的ケア児について、今年度合同会議を立ち上げて、医療的ケアに関わる関係者が一堂に会することが初めてできた。
- ・それぞれ、医療、保健、福祉で対策はしているが、横のつながりがなく、情報交換を行う機会がなかったため、それぞれの良さが十分に発揮されていなかったと思う。
- ・横をつなげる意味では、合同会議を立ち上げられたことは良かった。実際に参加した方からも会議を開いたこと自体が評価できるとのお話をいただいた。できることから進めていければと思っている。
- ・医療的ケア児の支援は市町村、地域によって医療的ケア児の置かれている課題と状況が異なっていると聞いている。

- ・地域の現状を把握した上でどういった形で支援をしていくのかを考えていきたい。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスに関しても重心児や医療的ケア児を受け入れているのは10か所もなかった。事業所同士の連携がうまくいかない状況も課題として感じている。

(意見)

- ・児童デイサービス・放課後デイサービスの事業が、今度から各中核市に事業所の指定権限が下りるといことで、数も増えてきて、今後子どもが全て障害福祉サービスに行くように感じられる。
- ・子どもの時期から地域に根付くというのが大事で、福祉サービスで抱えるだけにはしてほしくない。
- ・国で医療的支援のコーディネーターを配置されているということがあったが、それはどうなったのか。実際、医療的ケアの子どもが支援学校だけではなく、地域の学校に入学しているという現状がある。
- ・そのなかで一番の問題になるのが看護師の配置で、なかなか学校にいない。少しの医療行為だがお母さん方にそのたびに來ていただいている。それができないと支援関係のところに進められてしまう。その辺も含め地域の学校の配慮を検討してほしい。

⇒ (子ども部会長)

- ・事業所がたくさん増えたことで、保護者としてはあつたらあつただけ使いたいとなってしまう。10年前は事業所の数も少なかったが、少なければ少ないなりに活用できていた。事業所が増えた今では、増えれば増えるだけ私も使いたいという思いが保護者にもあるのだと思う。
- ・通常の児童クラブ等で個別な配慮が必要な子どもだと、トラブルメーカーになりやすく、そこで過ごすことができなくなってしまうので、放課後デイサービスに行けるのなら行ってみたいということを、保護者だけではなく、児童クラブの職員なども思っているのではないだろうか。
- ・福祉側だけではなく、福祉サービス以外の分野とも連携を検討していく必要があるのではないかと考えている。
- ・医療的コーディネーターについても各地域で配置という目標はあったと思うが、予算の問題と実際にどういった人が担うのかというのが課題として挙がっている。保健師さんが担うのか、相談支援員がつくのか新たに人材を立てるのが各地域によって変わってくる。

⇒ (児童家庭課)

- ・医療的ケアコーディネーターについて、来年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施していきたいと思っている。
- ・国が医療的ケア児コーディネーターとして想定しているのは、相談支援専門員。
- ・教育現場での看護師の配置については、医療的ケア児の合同会議でも話が出ていて、特別支援学校でも看護師が休みを取ると人手がないので、その際は保護者に待機してもらおうという現状がある。看護師で出産子育てに伴って夜勤ができないので、やめてしまった看護師さんが結構いる。夜勤がなければ、働く意欲のある看護師さんはいるのではないかとの話も出たため、そういった看護師の活用を考えていきたい。ただ、病院よりも福祉事業所ということでは給料が下がってしまうという課題はある。

(意見)

- ・県の教育委員会から特別支援教育の専門教育を受けていて、小学校に行くが学級崩壊の原因とか、支給決定を受けていない問題等が多いので、障害福祉サービスではないところの接点を考えていかなければならない。
- ・その鍵になるのは、保育所等訪問だと思うので、子ども部会でもつながりを検討されるとよいと思う。

障がい者差別解消部会【部会長説明】

- ・平成30年度の活動状況について
- ・平成30年度検討内容及び成果について
- ・課題及び今後の方向性について

(意見)

- ・県の自立支援協議会の差別解消支援部会の役割は何か。例えば、条例ができるまでの部会なのか。継続して差別解消にこの部会が対応し、県が運営していくのか。説明をお願いします。
- ・法律の中でいろいろあると思うが、相談窓口のたらいまわしはやらないでほしい。アセスメントができるような相談支援員の配置をお願いしたい。

⇒ (障がい者差別解消部会長)

- ・差別解消支援部会の位置づけは、県の自立支援協議会の一部会として整理がなされているが、もともと国が定めた障害者差別解消法に基づく地域協議会という位置づけとして設置されている部会です。
- ・条例制定が終わったから部会は終了ということにはならず、差別解消法に基づく地域協議会として地域の差別解消に取り組むことになる。
- ・相談窓口として、例えば県の障がい福祉課であれば、差別解消法に基づく相談員も設置するし、虐待に関するセンターも引き続き設置する。

(3) 地域生活支援部会のワーキンググループについて【障がい福祉課】

(意見)

なし